

共生社会と障がいのある人の人権

共生社会の実現のために

共生社会とは、障がいのあるなしにかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる社会のことです。

障がいへの考え方の変化 ～医学モデルから社会モデルへ～

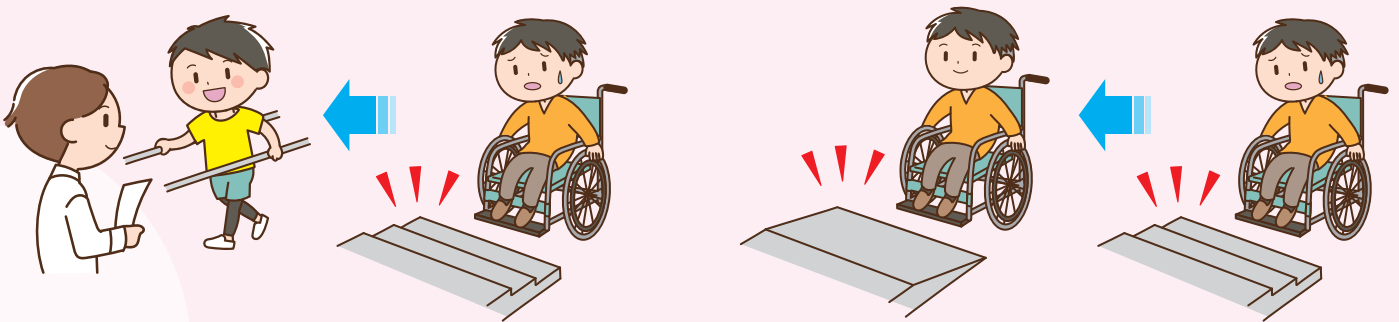
現在では、障がいのある人にとっての生きづらさの原因が、個々の心身機能の障がいではなく、生きづらい障壁を生み出す社会にあるという考え方に大きく変わってきています。この考え方を社会モデルといいます。

医学モデル

障がいのある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障がいがあるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである、と考えられてきました。
これを「医学モデル」といいます。

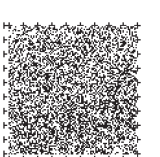
社会モデル

社会が人の多様性に対応できていないために、多くの障壁を生みだし、それが障がいとなっているため、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方。
これを「社会モデル」といいます。



共生社会実現のためには、この「社会モデル」の考え方の推進と社会に存在するさまざまな障壁（バリア）を取り除いていかなければなりません。

障がいのある人への差別を解消するため、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定などにより、不当な差別の禁止や社会に存在するさまざまな障壁（バリア）を取り除くよう、合理的配慮の義務化が進められています。



※法律の改正により、2024（令和6）年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮が努力義務から義務となります。

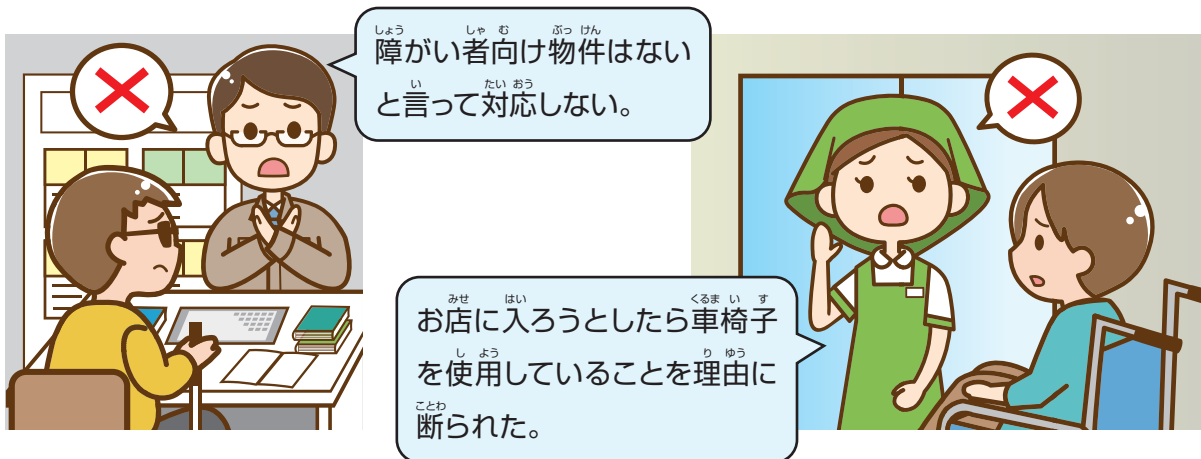
1. 障害者差別解消法とは？

「障がい理由とした差別」をなくすための法律です。

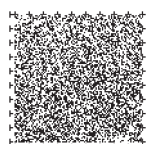
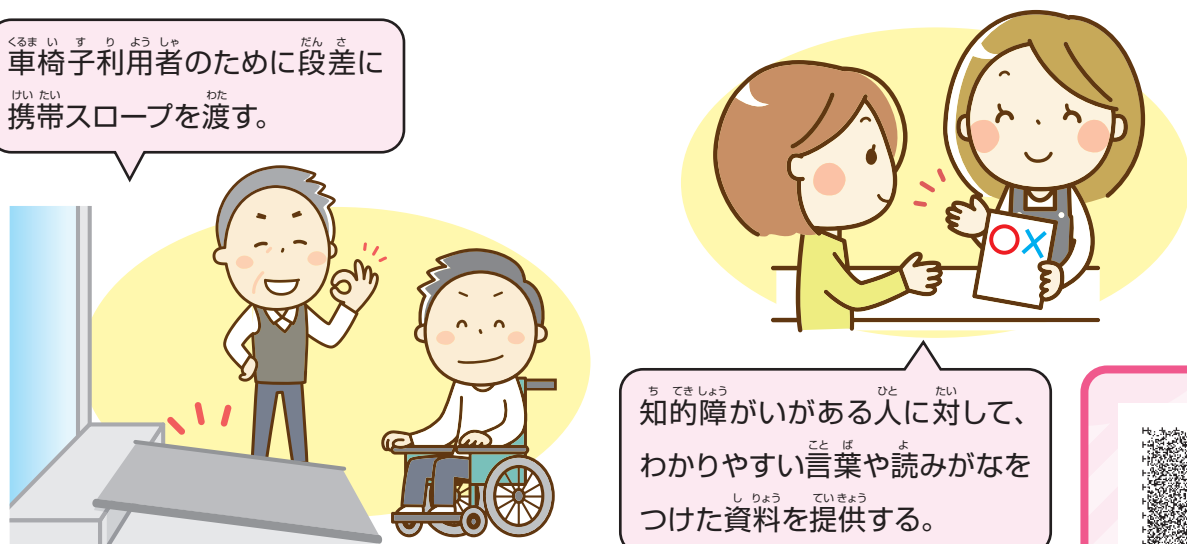
この法律は、障がいのあるなしにかかわらず、お互いの人格や個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目標としています。

法が求める2つのこと

- ① 「不当な差別的取扱い」の禁止（障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人にはつけないような条件をつけることなどを禁止する。）



- ② 「合理的配慮の提供」をする（障がいのある人から社会のバリアを取り除くための意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する。ただし、対応できない場合はその理由を説明し、代わるものを提案する。）



2. バリアフリーってなんだろう？

「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味です。バリアフリーとは、生活の中で不便を感じることを、さまざまな活動をするときに障壁になっている壁をなくす（フリーにする）ことです。

バリア（社会的障壁）はどこにある？

障がいのある人は、社会の中でどんなことにバリアを感じているのでしょうか。

4つのバリア

1 物理的なバリア

公共交通機関や道路、建物など利用する人の移動を困難にすること。

- 階段しかない建物
- 駅のホームと電車の隙間・段差
- 車いすの人に届かない位置にあるボタン
- 通りにくい通路（狭い、急こう配、床が滑りやすいなど）



2 制度的なバリア

社会のルールや制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われること。

- 盲導犬同伴の受け入れ拒否
- 就職や資格試験受験の際の、障がいを理由とする制限



3 文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないこと。

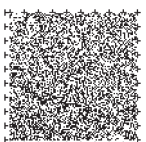
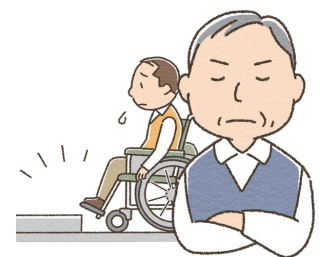
- タッチパネル式のみの操作盤など、視覚障がいのある人にとって利用が困難なもの
- 手話通訳のないイベント・講演会、駅や車内での音声アナウンスなど、聴覚障がいのある人にとってわかりにくいもの



4 意識上のバリア（心のバリア）

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないこと。

- 精神障がいのある人は何をするか分からないから怖いといった偏見
- 障がいがある人に対する無理解、かわいそうな存在だと決めつけること



3. 私たちができることから始めよう

「心のバリア」をなくしましょう

バリアフリーを実現するためには、物理的な問題をなくすだけでなく、私たちがちょっとした心がけでできる、心のバリアフリーが大切です。

「困っている人に気づくこと」「声をかけること」「バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすこと」から始まります。

「心のバリアフリー」には、大切な3つのポイントがあります。

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」より引用

障がいのある人だけでなく、高齢者や妊婦など、誰でも安心して暮らしていけるように、私たちの生活の壁になっているものをなくすことは大切なことです。

共生社会の実現に向け、すべての人が平等に社会で輝き続けるためには、行政機関や民間事業者のみならず、社会を構成する一人ひとりがこのことをしっかりと理解し、具体的な行動へとつなげることが大切です。



心のバリアフリーを実践し、バリアのない社会へと広げていきましょう。

